

# 加賀野菜加工品認証制度



金沢市農産物ブランド協会

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号  
TEL(076)222-0831 Fax(076)222-7291

# 加賀野菜加工品認証制度とは

## ◆ 目的

加賀野菜を使用した加工品を認証し、加賀野菜ブランドに対する消費者の信頼と評価を高め、加賀野菜の需要拡大とブランド力の向上を目的としています。

## ◆ 対象加工品

- ①加賀野菜を原材料として製造された加工食品であること。なお、使用する加賀野菜と同一品目の他産地の野菜を合わせて対象加工食品の原材料とすることは認められません。
- ②原材料及び食品添加物等について、製造又は販売に適用される法令等を遵守し、適切な商品表示がされたものであること。
- ③加賀野菜のブランド力の向上に寄与するものと認められるもの。

### ※加賀野菜

- ア 金沢市農産物ブランド協会が加賀野菜として認定している品目であること。
- イ 金沢市内の農家が生産したもので、農薬、肥料等の使用履歴を明示した生産履歴を有し、金沢市農産物ブランド協会等の指導を受けて生産されたものであること。

## ◆ 認証申請者の資格

食品衛生法第52条第1項の規定又はその他法令の規定による営業許可を受けていること。また、その他関係法令の許可が必要な場合はその許可を得ていること等。

## ◆ 認証事業者の責務

- ①認証加工品の生産・販売状況記録簿、認証マーク使用簿等の関係書類を整備し、当該加工品の生産の年から3年間保管してください。
- ②毎年度3月末における認証加工品に係る生産・販売、認証マークの使用実績並びに加賀野菜の仕入れ実績等を翌月末までに、当協会へ報告してください。
- ③認証加工品の生産・製造、流通・販売及び認証マークの使用等において、当該認証加工品に係る事故又は苦情等が発生したときは、認証事業者がその責任を負うものとし、当該事故等の解決に向けて誠実に対処すること。なお、認証事業者は問題解決のために講じた措置等について、速やかに当協会に報告してください。

※上記の他、加賀野菜加工品認証制度要綱・要領に定める事項

## ◆認証について

### ○認証期間

認証を決定した日から3年間(3年毎の更新)

### ○認証料

1加工品毎に、5,000円(更新時2,500円)  
※1回の申請で、3商品申請した場合は15,000円となります。

### ○マークの表示

認証事業者(認証を受けた加工業者)は、加賀野菜加工品認証マークを包装容器などに印刷して販売することができます。

## ◎認証の申請方法

申請書等提出書類を記載、押印の上、郵送又は持参で、下記へお申し込みください。申請書をご希望の場合は、下記HPからダウンロードしていただくか、郵送・メール等でお送りすることも可能ですので、ご相談ください。

### 金沢市農産物ブランド協会

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農業振興課内

Tel(076)222-0831 Fax(076)222-7291 E-mail info@kanazawa-kagayasai.com

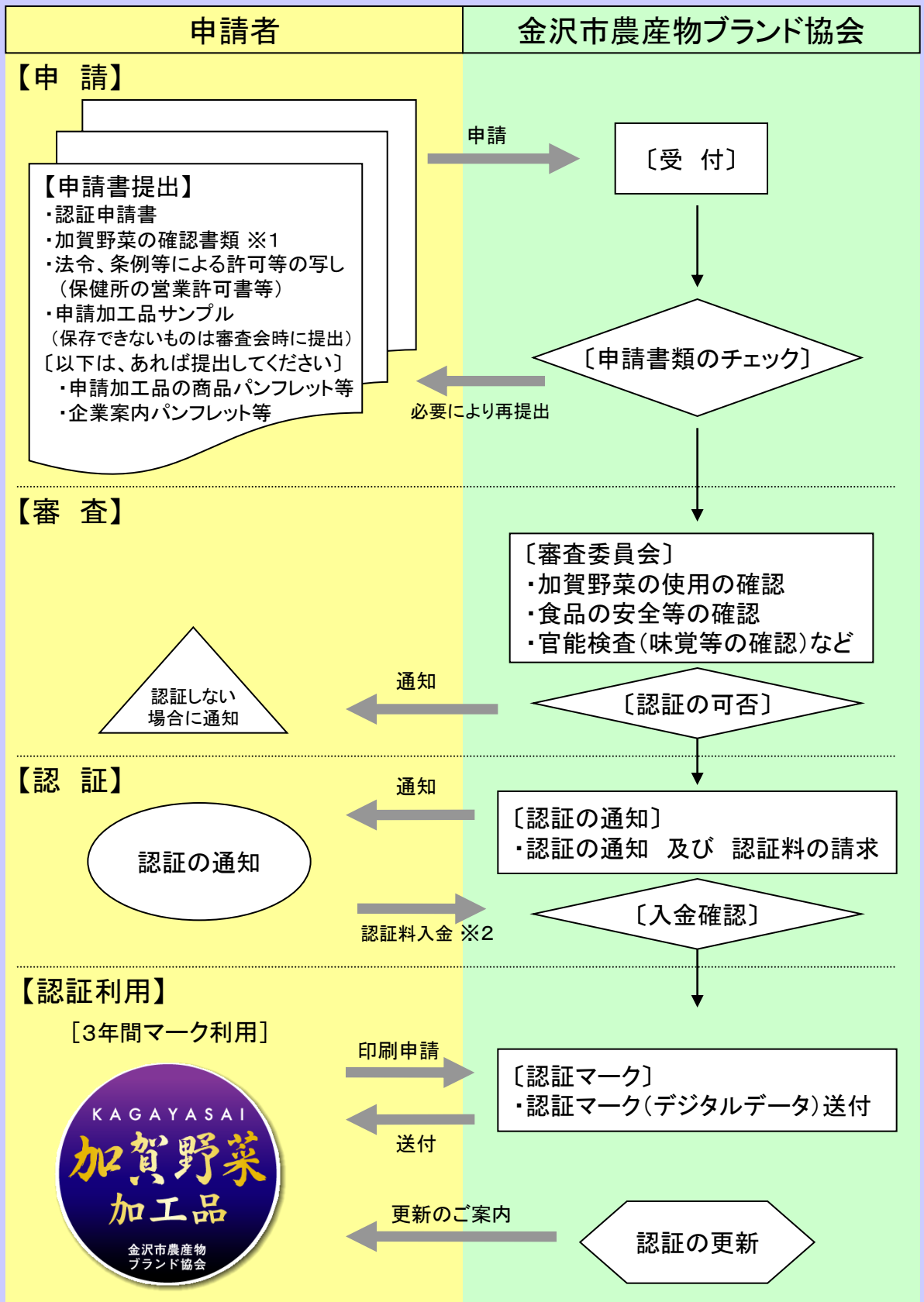
協会HP <http://www.kanazawa-kagayasai.com>

指定する期日までに、申請をしていただき、当協会では審査後、認証の可否をご案内いたします。審査会にかかる申請の締切日については、お問い合わせください。

## 【加賀野菜の品目】

さつまいも 	加賀れんこん 	加賀太きゅうり 	たけのこ 	源助だいこん 
金時草 	打木赤皮甘栗かぼちゃ 	加賀つるまめ 	ヘタ紫なす 	赤ずいき 
せり 	金沢一本太ねぎ 	金沢春菊 	二塚からしな 	くわい 

# 申請の流れ



※1 加賀野菜の確認書類

加工品の原材料となる加賀野菜の納入伝票等の写し。加賀野菜を加工した商品を原材料に使用する場合は、その商品の納入伝票のほか、使用した加賀野菜の納入ルートが分かるものの写し。

※2 認証料の入金 1加工品毎に、5千円(1回の申請で、3商品申請した場合は1万5千円)